

労災保険の事業の種類に係る検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労災保険制度の適用事業場数は 262 万事業場、適用労働者数は 5,249 万人となっており、労災保険率は、55 の事業の種類（以下「業種」という。）に区分し、業種ごとの災害率等に応じて設定し、3 年毎に改定している。

また、産業構造、労働災害発生状況等の変化を勘案して、業種については、定期的に見直して直近では、平成 18 年度から、金融業などの 3 業種を「その他の各種事業」から分離独立した。

しかしながら、業種の中には、「その他の各種事業」のように、事業場数が 81 万事業場（全体の 3 割）、労働者数が 1,812 万人と大きな保険集団も存在している。

一方、製造業では、近年適用事業場数が減少し、事業場数が 40 万事業場、労働者数が 875 万人であるが、25 もの業種に区分して労災保険率を設定している。

こうした状況にあることから、業種の区分のあり方について、労災保険財政検討会で検討され、その結果が平成 23 年 6 月 28 日に報告された。

その後、労働災害発生状況を統計的に整理・分析するとともに、関係業界から情報収集や、関係する施設の現場調査を行った。

そこで、これらの結果を基に、平成 27 年度の次回労災保険率の改定時期に向けて、具体的に業種の区分の見直し案を作成することを目的として、社会保障、保険数理等の外部有識者による検討会を開催する。

2 検討会の検討課題

- (1) 製造業における業種の区分について
- (2) 事業の細目の再編について（製造業、その他の各種事業等）
- (3) その他

3 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は議事を整理する。
- (3) 座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会においては、必要に応じ、別紙の参集者以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (5) 本検討会の議事については、原則として公開とする。
- (6) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課において行う。
- (7) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

労災保険の事業の種類に係る検討会 参集者

おかむら くにかず
岡村 国和 獨協大学経済学部 教授

すずき ひろし
鈴木 博司 日本生命保険相互会社
法人営業企画部 年金数理部長
(年金数理人)

たけむら むねのり
竹村 宗哲 東京海上日動火災保険株式会社
企業商品業務部 次長
(アクチュアリー)

やまだ あつひろ
山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

(五十音順)